

---

◎議案第5号、第6号、第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） お諮りします。日程第6、議案第5号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第7、議案第6号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第8、議案第7号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、日程第6、議案第5号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第7、議案第6号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第8、議案第7号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第5号は、岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号は、石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。議案第7号は、雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 斉藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） これは一括提案ですね。5号、6号、7号。先ほどの説明で岩地の方の資料の方ですけれども、営業料金で、民宿、旅館、食堂、石油販売が無くなったから今回削除しましたよという担当課長からの説明があったんですが、一番いいのは、雲見は基本料金が雲見区納入、汚水量料金については使用者納入、これが一番適切ですよ。雲見はね。一番私なりのベストだと思うんです。表現の仕方。

5号、6号、岩地、石部については、摘要欄で民宿、旅館、食堂とズバリ限定してありますよね。これはいわゆる条例ですから、議会の議決を得なければならない。規則なら町長の

決裁でいいでしょうけれども、ずいぶん荒っぽいというのは・・・、これ以外の業種がきた場合にどう判断するのか。

私の提案ということになるのかもしれませんが、民宿、旅館、食堂等。それと、一般に属しないということを付記した方が・・・、追加というんですか、その辺の考え方はどうですか。これ以外の業種がきた場合ですよ。その辺の担当課長の考え方です。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） まず始めに、現行に関してのその摘要欄の関係でございますけれども、これはそれぞれ岩地に関してでございますけれども、石部もそうでございますけれども、営業の形態としましては、現行では民宿、旅館、食堂、無くなりましたけれども石油販売が既にあったわけで、その適用欄をずっと使ってきたわけでございます。

今回条例改正に併せまして、岩地につきましては、石油販売が無くなったもので、今回外させていただきました。

議員のおっしゃるとおりほかのこれ以外の改正案の民宿、旅館、食堂以外の営業にあたるような業種がもし仮にきたという場合につきましては、その時において条例改正等の対応をさせていただきたいと考えますので、今回はこの形で摘要欄でご了解いただきたいと思います。

○2番（福本栄一郎君） ですから、これは町長の方ですけれども、じゃあ、新しい事例がきたから、いま担当課長がその都度変えますじゃなくて、行政のスピード感ですか、もうある程度予測して・・・、観光地ですから、いろんな業種が入ってくる、想定されるわけですよ。そういうのを見込んでやるのがこの条例の企画立案の考え方だと思うんですよ。その都度ということじゃなくて、これは条例ですから、その度に議会です。

ですから、私が提案したように一般に属しないものはどうでしょうかということです。町長の見解は、その辺はどうでしょうか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 確かに議員がおっしゃるとおり、これに属さない営業の形態が来ることも想定はされます。ただ、どのようなものがくるか、ちょっとその辺はわかりません。ただ、現状の三浦地区の営業の形態といいますと、ほぼ民宿、旅館、食堂等で占められるものですので、この適用でほぼ、十分カバーできるんじゃないだろうと思うわけでございます。もし仮にその他の業種等が来ましたら、先ほども私が申し上げましたとおり、申し訳ございませんが、その時に摘要欄の改正の方を提案させていただくようには考えております。

○2番（福本栄一郎君） その考えですけれども・・・、だったら、建築の確認が来ました。

加入料金はいくらですか。条例が通っていませんから、判断できない。これは住民サービスの低下に繋がるじゃないですか。だから、こういった企画立案の段階で前もって予測してやると、今の政府の方でもいろんな規制緩和がどんどん来ますよ。どんな業種が来るかわかりません。これは。もちろん我々だって、予測はできないけれども、それを想定するのがこの条例、いわゆる法案の企画立案の趣旨じゃないですか。その辺はどうですか。もう一度お願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午後 1時51分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時53分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 質疑を続けます。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） この摘要欄の関係は確かに直接、営業の場合には2467円、一般の方ですと1439円。営業の場合ですとそのとおり高い値段の方を確かに頂く形になります。この摘要欄の関係につきましては、やはり地区の総会等で図っていただいて、その辺の営業の業態が新たに出た場合には、これを営業用とするかどうかその辺は地区の総会等で図っていただいて、その上でまた改正案として提案したいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第5号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本件に反対をいたします。

組合で経営している排水ですから、処理料を取らないとアップした場合にマイナスになる

ということで、その損失はどうかという問題はもちろんありますけれども、今の民宿の深刻な状況からみて、公共料金ですから、上げるというのは好ましくないと思います。ですから、本案に反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第5号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

これは地区で話し合われ決めたことでもあります。また、消費税が上がるにつれ、その地区の集落排水の安定が損なわれることがあってはならないと思います。また、地区で相談して決めたことでもありますので、この条例に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 岩地漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は本案に反対いたします。

理由は、岩地の集落排水の時と同じであります。賛成できないということであります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君） 本案に賛成をいたします。

これは石部地区が総会で決めたことでございます。鈴木さんの方は反対と言っておりますが、これは賛成していかなければならないことと思います。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 石部農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本件に私は反対いたします。

理由は、前の2つの岩地の案と同じであります。仮に値上げしない場合は当然一般会計から補てんする金額を増やす以外になくなるという事態があるわけですが、そういうことがあったとしてもやっぱり負担の増加はこの不況のもとではまずいと。反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第7号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。

やはりこれは消費税絡みであり、また、施設の安定的な運営をするために必要な改正だと思っております。以上で賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 雲見漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時00分）